

岩手県告示第 1075 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 11 月 21 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 盛岡横手線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡雫石町大字南畑第 5 地割字野中 134 番 1 地先から 8 番 1 地先まで	新	m 34.6～17.0	m 70.0
	旧	55.6～17.0	70.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 106 号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市築川第 1 地割 1 番 17 地先から第 6 地割 35 番 1 地先まで	新	m 193.5～8.5	m 8,332.2
	旧	106.5～8.5	8,332.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 11 月 21 日から同年 12 月 21 日まで